## 平成 10 年9月定例会 質問通告

## 質問 (質疑) 通告一覧

10月5日(月)

## 5 宇野 裕 議員

自民党(一般質問)

- 1. 道路問題について
- 2. 景気対策について
- 3. 環境問題について
- 4. 教育問題について
- 5. 農業問題について
- 6. 少子化問題について
- 7. スポーツ振興くじについて
- 8. その他

\_\_\_\_\_

○宇野 裕君 八日市場市選出、自由民主党の宇野裕でございます。私は、本年四月五日に行われました県議会議員補欠選挙において、江波戸辰夫議員の後任として当選させていただき、自来、諸先輩議員の皆様初め執行部の皆様には温かくお迎えいただき、この場をおかりいたしまして心より御礼を申し上げます。このたび諸先輩議員の皆様の御配慮により、早くも若輩者の私に初登壇の機会をお与えいただき、重ねて御礼を申し上げます。本日は地元から大勢の支援者の方が見えておりますので、知事さん初め執行部の皆様には、初心者マークの私の質問でありますが、できる限り易しく、また、わかりやすく御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、私は今回の選挙を通じまして、新時代へ向けて元気なふるさとづくりをテーマとして基本政策を訴えてまいりました。このようなテーマを掲げた理由は、これから地方分権が確実に進む中で、住民の自主性を生かした真の地方の時代を実現し、住民の要望に機敏に対応できる効率的な行政の推進、地元の産業基盤の強化、快適な住居環境の整備、地域経済に活力を与える道路網の整備、文化、教育、医療、そして福祉の充実を進め、元気なふるさとづくりをしたいという私の強い思いからであります。私は、このような政策目標は私の地元に限ったことではなく、ちば新時代5か年計画の基本理念にも合致するものではないかと思っております。

それでは、知事さんの力強いリーダーシップのもと、県民の幸せのためにたゆまぬ努力を傾注し続けていらっしゃる執行部の皆様方に敬意と感謝を申し上げますと同時に、ふるさと千葉県の限りない発展の祈りを込めて、以下、通告順に従い順次御質問をさせていただきます。

まず最初に、銚子連絡道路についてお伺いいたします。

私の地元の八日市場市は銚子市、海上郡市、そして匝瑳郡市を総称した、いわゆる東総地域の一角に位置するわけでありますが、国土庁から発表された地域の自立の促進と美しい国土の創造と題する新しい全国総合開発計画の中で、初めてこの地域が東総地域という名称で明確に取り上げられたのであります。この計画の中で、国では東総地域を東関東自動車道路の整備、高度な情報通信基盤の整備を進めることにより地域相互間の連携を強化するとともに、東京圏に依存しない新たな物流体系の構築、国際交流機能の強化を図る地域と位置づけているわけであります。さらに、ちば新時代5か年計画においても当該地域の振興策として、首都圏における物流機能の多様化に対応した流通港の整備について幅広く調査検討を進めるとうたわれております。また、本年七月に提示された第二回千葉県長期ビジョンの中でも、この地域を国際的な新産業ネットワーク形成によるグローバル・新ロジスティックス産業圏域として整備すべきと提唱されております。

また一方では、統計によりますと、東京湾内を航行する船舶は一日約四千六百隻で、そのうち三分の二が貨物輸送船にかかわるものであるそうですが、航行している船舶は大小さまざまで危険物船も多く、非常に錯綜し、危険と背中合わせの利用状況になっていると国土庁でも指摘しております。この指摘が現実となってしまった事故として、昨年七月にダイヤモンドグレース号油流出事故が発生したことは記憶に新しいわけでありますが、この事故は、当該船舶が川崎精油所に向かう途中、本牧沖六キロメートルで船底が浅瀬に接

触し、破損したため発生した事故でありました。幸いにも大惨事には至りませんでしたが、 推定千五百五十キロリットルの原油が東京湾に流出し、一歩間違えば東京湾が大混乱にな る危険性をはらんだ事故であったとも言えるのではないでしょうか。まさに大型船を運航 する側から見ると、東京湾が構造的に大変危険な構造になっていることを証明した事故で もありました。

私はこのような背景から、銚子港を漁港としての機能だけでなく、東京湾内の港の機能の一部をサポートする意味から、総合流通港としての機能もあわせ持った整備計画の検討をすべきではないかと考えております。

さて、去る三月三十日に、知事さん初め関係者の皆様の多大なる御尽力によりまして、 待望の東金と松尾・横芝間十六キロの千葉東金道路二期が完成いたしました。住民の一人 といたしまして、心より感謝を申し上げます。

さて、銚子連絡道路は、この道路の終点から分岐いたしまして銚子市と松尾町間、まさに東総地域を縦断する約三十三キロメートルの道路として計画が進むと期待されておりますが、これまでの経過については、平成六年十二月に計画路線に指定され、その一部区間であります光町の芝崎交差点までの六・七キロメートル区間については、本年二月議会の御答弁によりますと、環境影響評価の手続きに着手したと聞いておりますが、この朗報を受けて、東総地域にも長年の悲願でありました高速道路時代が間近にやってくるんだなという実感が地域住民にはあるのではないかと思います。しかし、この先の区間についての事業化に向けてのタイムスケジュールは示されておりません。この点について、地域住民も一日千秋の思いで事業化実現の日を待ちわびております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

銚子連絡道路の現在の進捗状況と、銚子漁港を流通港として整備し、また東総地域を物流地域として発展させること、さらには東京湾の過密状態を踏まえて、光町以東の事業化に向けての今後の見通しはどうかお伺いいたします。

次に、景気対策についてお伺いいたします。

今、国、地方を問わず、国民が政治に一番期待を寄せる問題は、何と申しましても景気の問題ではないかと思います。経済企画庁が六月に発表した国民所得統計速報によりますと、九七年度の国内総生産の成長率は、物価変動の影響を除いた実質で政府実績見込みを〇・八ポイント下回るマイナス〇・七%となり、第一次オイルショック翌年の七四年度のマイナス〇・五%を下回る戦後最悪のマイナス成長だったことが明らかになったわけであります。このマイナス成長の原因については、GDPの六割を占める消費支出がマイナスー・二%と、戦後初めてマイナス成長に落ち込んだこと、さらには住宅投資もマイナスニー・一%も落ち込み、これも戦後最悪のマイナス記録を更新するなど、家計の萎縮が景気低迷の最大の原因ではないかと指摘する報道もあります。さらに今月二日には、経済企画庁は九八年度の実質経済成長率を、当初の一・九%を断念し、マイナスー・八%に大幅に下方修正する方針を固めたと聞いております。では、なぜ家計が萎縮するのか。私は専門家ではありませんが、現場で苦労なさっている地元の商工業者の方々と意見交換を通じて、ぼんやりとその原因が見えてきたような気がいたします。

その第一は、戦後、信じられ続けてきた土地神話が崩れたこと。つまり、これまで好・ 不景気の波はあっても、土地だけは値下がりしないという神話の崩壊であります。崩壊前 の時代は、個人の場合はその人が所有するマンションや一戸建ての土地、企業の場合は社屋や工場などの敷地などの含み益が所有し続けることにより拡大し続けてきたわけであります。そして個人や企業がいざというときは、その含み益を不動産市場で換金して、家計や経営の安全弁として大いに役立てることができる時代でありました。ある意味で、個人も企業も土地を保有することによって将来の安定が担保されていたようなものであります。この神話の崩壊は、イコール、土地を所有する人や企業にとって、将来の経済的安定の崩壊と受けとめられていることが消費行動を鈍らせているのではないかということであります。

第二は、これまで安全、安心の代名詞でありました銀行、大企業、終身雇用制度、公的年金制度、公的企業などの信頼性に揺らぎが出てきたこと。特に公的年金制度については、世界的に見ても類のない急速な少子・高齢化がその最大の原因の一つではないかと言われておりますが、これら将来に対する個人個人の不安が不安を呼んで、必要以上に家計レベルでの支出を萎縮させているのではないかということであります。つまり将来不安症候群が日本じゅうを今覆っているからではないかということであります。

そこでお伺いいたします。

第一点として、我が党の小高議員の代表質問でもお伺いいたしましたが、改めてお伺いいたします。長引く不況を乗り切るために、県内中小零細企業に対して、中小企業振興融資制度の拡大を含め、県として金融面での支援策は今後どのようにしていくお考えか。

第二点として、いわゆる公共事業による景気下支え効果とよく言われますが、県として その効果についてどのようにお考えかお伺いいたします。

これは要望でありますが、公共事業の中で、今後、特に公共下水道の整備に力を入れていただきたいと思います。千葉県全体の下水道普及率は平成九年度末実績で五一%であり、全国平均の五六%に比較すると、やや低い状況にあります。今後は北総、東総、南総地域の特に普及がおくれている市町村に対して特段の御配慮をいただき、その結果として平均値を押し上げていただきたくお願いを申し上げます。

次に、環境問題についてお伺いいたします。

戦後、我が国は世界に類を見ない高度成長を遂げ、その結果として耐久消費財等の普及、 食生活の充実、そして余暇時間の拡大など、物質的側面については国民が望んできた水準 をほぼ達成したと、さまざまな国民の意識調査などを見ても、そのことが読み取れるわけ であります。反面、これらのことを達成するために大量生産、大量消費、使い捨て文化な どの考え方を是としてきた結果、大気汚染問題、ごみ処理問題などを背負うことになった のであります。これらの問題を通じて、自然環境を犠牲にすることはみずからの生命を危 険にさらすことになることを、私たちは今、反省の上に立って気がついたわけであります。

このことを世界的規模で象徴する国際的な活動の一つとして、一九九二年に気候変動に関する国際連合枠組み条約が締結され、世界各国が力を合わせて大気中の温室効果ガスの濃度を一定以上にはふやさないようにする国際的合意ができたのであります。そして昨年、京都において、先進工業国から排出される二酸化炭素を初めとする六種類の温室効果ガスの量について各国の削減目標を設定する会議が開かれ、我が国の目標は二〇〇八年から二〇一二年までの期間に、一九九〇年に対し六%削減することを議長国として世界に向けて約束したことは記憶に新しいところでありますが、この目標を確実に達成するために、国

民一人一人が日常生活の中でできることを知り、また実行することが必要であるとの考えから、国としてエコライフ百万人の誓いなどのキャンペーンを実施していると聞いておりますが、県としても、県民に対する啓発事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また省エネルギー、あるいは化石燃料を燃やすことによる大気汚染拡大を防止する観点から、これからは各種の自然にやさしい電気エネルギーの創出にも国も県も取り組んでいくべきと思います。特に今最も注目を受けているクリーン発電の一つとして太陽光発電がありますが、この発電システムが少しずつ民間施設や公共施設などに導入され始めております。民間の一例を紹介させていただきますと、京都にある有名精密機器メーカーがことし八月に竣工した地上二十階建ての本社ビルの南側壁面と屋上には一枚一平方メートルの太陽電池パネルを千八百九十六枚設置され、この建物の総電力設備容量の約一二・五%の電力供給を目指しているとのことであります。計算上ではありますが、このシステムの導入により、火力発電所で消費される石油換算量で年間四万五千リットル節約できることになり、結果、同量の石油燃焼により発生する二酸化炭素を年間九十七・二トン削減できることになるそうであります。民間企業でさえも、このように環境に十分配慮した建物を建設しているわけでありますので、地方自治体としても、既存の公共施設やこれから建設する施設について、このシステムをもっと普及させるべきと思います。

ところで環境問題については、今、国民の間で関心の高い問題の一つとしてダイオキシン問題がここ数年クローズアップされております。県はこのほどごみの排出抑制からリサイクル最終処分に至るまでのあり方を示す千葉県一般廃棄物処理マスタープランを策定したと聞いております。その中で、中小規模の焼却炉を廃止して、広域にわたる市町村が使える二十四時間運転の大型焼却炉に集約していく方向が打ち出されたようですが、このたび厚生省が定めた廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱によりますと、県が策定する広域化計画に沿ったものでなければ、万が一、思わぬ施設の建て替えの事態が生じた場合でも、県として補助できないようなケースも生じてしまうのではないかと心配されます。また、より広域から収集すれば、ごみの収集車がこれまでより長距離を走ることによる種々の環境対策や交通安全対策に影響を生じることにもなりかねません。

そこでお伺いいたします。

第一点として、現在、県において温室効果ガス削減のため、削減目標を含めどのような施策を行っているか。

第二点として、太陽光発電に対し、県としてどのように取り組んでいられるか。

第三点として、ごみ処理施設について、現状よりさらに広域的なブロックで一日当たり百トン以上のごみ処理能力のある施設を新たにそのブロック内のいずれかの市町村で受け入れるのか、市町村間において協議して決定するように、県はブロックごとに指導なさっているようですが、万一、仮にその協議が難航し、長期化してしまうケースで、現在使用している処理施設の耐用年数が到来して建て替えを迫られた場合、ごみの焼却処分の受け入れ施設の確保をどのように考えたらよいか。

第四点として、今後、施設の受け入れをする市町村にとって、現時点で考えられるメリットはどのようなことかお伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

二十一世紀を目前に控え、日本が世界の中で政治、経済、文化の面で確固たる地位を占め、世界から必要とされる国として存在するために、幼児教育を含めた教育の充実は欠くことのできない政治課題だと思います。特に本県は首都圏にあって、成田空港、千葉港、幕張メッセ等々、施設を通じて世界の人々との交流が今後とも活発になっていくと同時に、世界の中の日本という位置づけの中で我が国が国際社会から評価を受けるとき、本県は人、ものの交流の拠点都市として極めて重要な役割を果たさなければならない責任があるのではないでしょうか。

このような視点から教育問題を考えてまいりますと、他県と比較して、本県における英語教育の充実、重要性はますます強まっていかなければならないと考えます。しかしながら、自分自身反省を込めて感じているところですが、中学から大学まで十年間英語を学んできたにもかかわらず、いざ外国の方と簡単な日常会話を交わそうと思っても、相手の話すことが聞き取れない。何とか聞き取れたとしても、今度は自分の考えを話そうと頭ではわかっていても、とっさに口をついて言葉が出てこないなどの典型的な英会話能力不足を痛感される方が非常に多いのではないでしょうか。本県としては、国際理解教育を推進するために語学指導等を行う外国青年の招致、小学校英語教室の推進など取り組んでいらっしゃるようですが、英会話能力の増進を図るために、幼児期の英語教育にも今後は目を向けていただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

現在、特別活動として小学校英語教室を行っている学校の数と、具体的にどのような活動をしているのか、また、その効果についてお尋ねいたします。

これは要望でありますが、幼児期に幼稚園などで外国語指導助手と触れ合うことにより 英語を学ぶ機会を設けるよう要望いたします。

さて、多様な価値観、多様な生活様式、そして複雑化を増していく国際社会に囲まれている今の子供たちにとって、学生時代に教師以外の多種多様な経験を持った方々に時々教壇に立っていただいて、いろいろな分野での経験に基づいたお話や実学を教えていただくことは、私は大変意義深いものと考えているものであります。既に一九八八年度に制度化された特別非常勤講師の採用制度は、すぐれた知識や技術を持つ社会人を教育現場に迎え入れ、学校教育の多様化と活性化を図る目的で導入されたようですが、当初は全国で百七十三件であったものが、七年後の九六年度にはその二十倍の三千五百件以上の採用の実績があったと聞いております。仮に各校がこの特別非常勤講師を採用する場合は、県の教育委員会への届け出が必要になるそうですが、県としても積極的にこの制度を活用していただきたいと存じます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

第一点として、現在の本県において小・中・高別の特別非常勤講師の採用実績はどうか。 第二点として、特別非常勤講師が採用されたことによる子供たちの反応など、その成果 はどうか。

第三点として、中教審の地方教育行政に関する小委員会の答申では、特別非常勤講師の 人選は校長の判断でできるように校長の権限拡大を図るべきと示唆しておりますが、今後、 特別非常勤講師配置事業について、校長の裁量権拡大を含め積極的に支援していくお考えがあるかお伺いいたします。

次に、農業問題についてお伺いいたします。

現下の日本の農業を取り巻く環境は、規制緩和がもたらした輸入作物の流入による国産 農産物の市場価格競争力の減退、農業労働力の高齢化、後継者不足など、極めて厳しい情 勢に置かれていることは改めて言うまでもないことでありますが、あえてこの場で申し上 げさせていただくならば、現場農家の方からは、その厳しい情勢が今後加速するのではな いかという不安の声が、私の地元の多くの農家の方から聞こえてきております。

申し上げるまでもなく、本県の農業粗生産額は北海道に次いで全国第二位でありますが、私の地元の八日市場市を初めとする東総地域は本県の中でも有数の農業生産地域であり、大消費地に近い社会的好条件にありながらも、このように農業の現状、そして将来に対する不安が強まっているということは、農業問題の深刻さと根深さを物語っていると思います。したがって、農業問題を一挙に解決することは難しいとは思いますが、これまで知事さんを先頭に県としてさまざまな施策に取り組んでいらっしゃることに深く感謝を申し上げますが、今後とも引き続き千葉県農業発展のために御尽力を賜りますようお願いをいたします。

せっかくの機会でありますので、農業諸施策の中で農業基盤整備及び技術支援の一つで あります有機栽培の普及についてお伺いいたします。

この施策は、今や世界的潮流になりつつある環境保全型農業を先取りしたすばらしい施策の一つだと思います。また、私は常々ポストハーベスト問題を初めとして、輸入農産物の安全性について疑問を持っているものでありますが、一般消費者の食の安全性についての関心の高まりを受けて、農水省も有機農産物及び特別栽培農産物に係わる表示ガイドラインを制定し、有機農産物の表示の適正化を目指しておりますが、このガイドラインには法的拘束力もなく、罰則やチェック機関がないため、この制度に対する信頼度はまだまだ低いと指摘する専門家もあります。今後、さらに消費者の信頼を強固にするために、県がその表示に対して何らかの方法で認証することはできないでしょうか。私は、そうすることができれば消費者が安心して安全な有機農産物を購入することになり、消費拡大にもつながり、また、それによって生産者の生産意欲をもかき立てることになるのではないかと期待するものであります。

話はちょっと異なりますが、知事さんは既に平成二年四月より全国都道府県に先駆けて、 英断を持ってゴルフ場での農薬の使用の全面的禁止を求める指導を行ったことは、広く国 民に対し、農薬が環境へ与える影響について警鐘を乱打したこととして、今でもその功績 に対して賛美を持って語り継がれております。このように、私は知事さんが人と自然の共 生の実現のために御尽力をいただいていることに深く感謝を申し上げます。

そこでお伺いいたします。

第一点として、有機農業の普及について、これまでの実績はどうか。

第二点として、有機農産物の表示に対して、県として認証制などを含め、何らかの方法でその信用性を裏打ちする必要があると思いますが、どのようにお考えか。

第三点として、有機農業を推進するために土壌改良、あるいは生ごみの有機肥料へのリサイクルなどの指導までを含めて、県が有機農産物生産地のモデル地区を指定するなどし

てその普及を図る必要があると思いますが、今後どのようにしていくお考えかお伺いいた します。

次に、少子化問題についてお伺いいたします。

厚生省の有識者に対するアンケート調査によりますと、少子化傾向について「大変深刻な問題である」、あるいは「深刻な問題である」と考えている人を合わせますと八三・六%にもなるそうでありますが、その中身を見てみますと、今後、少子化が続くことにより、現役世代の負担増、あるいは手取り所得の減少、そして労働力人口の減少などから、経済成長にブレーキがかかり続ける時代がこれから続いていくのではないかという不安が、この調査結果にあらわれていると思います。

また、なぜ欲しい数だけ子供を持たないか、その理由を探った女性の意識調査によりますと、「子育てにお金がかかる」をトップに、以下、「教育費がかかる」「高齢で産むのは嫌」「心身に負担がかかる」「仕事に差し支える」などを理由に挙げておりますが、県としても社会不安の一つになりつつあるこの問題について、働きながら子育てができる環境づくりなど、行政としてでき得る子育て支援をしていただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

第一点として、県は少子化傾向についてどのようにお考えか。

第二点として、少子化に対して、今後、県は具体的にどのように取り組んでいくのかお 聞かせください。

最後に、スポーツ振興くじについてお伺いいたします。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律は、衆議院で本年五月十二日に可決成立し、同五月二十日に公布されましたが、このことは、いわゆるサッカーくじが西暦二〇〇〇年のJリーグの試合から発売されることの実現を意味すると同時に、くじ売り上げの収益金によってスポーツ振興事業を資金面で支えることをも目的とした、言い換えれば、サッカーくじを買うたくさんの人々の力で日本のスポーツの未来を支えていくすばらしい制度の創設をも意味し、私はこの法律の成立を心から喜んでいるところであります。

このような背景から生まれたサッカーくじの収益金の一部が各地方自治体に助成金として配分されることが決まっているようですが、まだ少し先の話でありますが、この助成金の使い道について、法律成立のいきさつを十分に配慮していただき、県民のスポーツ振興に役立つように効果的な活用を図っていただきたいと存じます。現在、中学、高校で、部活動の指導については各校の先生方が自分の経験の範囲で指導なさっている場合が多いと思いますが、専門的にスポーツ指導理論などを授業指導とかけ持ちで身につけることは先生方に大きな負担になると思います。そこで、この助成金を活用して、県が複数校をかけ持ちで受け持つ競技別の指導者の育成から派遣までをすることにより、生徒が先進のスポーツ指導を受ける機会が均等になるように配慮していただければありがたいと考えております。

そこでお伺いいたします。

サッカーくじ助成金の使い道についてどのような状況かお聞かせください。

以上で第一回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

\_\_\_\_\_

○議長(齋藤美信君) 宇野裕君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事沼田武君。(知事沼田 武君登壇)

\_\_\_\_\_\_

○知事(沼田 武君) 宇野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、私は銚子連絡道路の今後の見通しについてお話を申し上げたいと思います。銚子連絡道路のうち、松尾町から光町間につきましては環境アセスメントの手続が去る九月二十八日に終了いたしましたので、現在、現地測量や用地買収にかかわる事業説明会を実施しておりまして、年内にも用地買収に着手する予定でおります。

ところで、光町以東のうち光町から飯岡町間につきましては、これまで基礎的な調査を 進めてきたところでございますが、今後、さらに調査の熟度を高めまして、地域高規格道 路の調査区間として指定されるように強く国へ要望してまいりたいと考えております。

また、飯岡町から銚子市間につきましては、引き続き基本的ルート、構造等の検討を実施しまして、早期に関係機関との調整が行われるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

言葉どおり、少なくとも銚子までつながるということが大前提でございますので、これからも努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、景気対策の中小零細企業に対する施策の問題でございますけれども、県では中小零細企業の厳しい資金調達環境に配慮しまして種々の金融対策を講じているところでございますが、融資の実績なり、また増加、一定の効果を上げているところでございます。また、千葉県総合経済対策の第二段階として、信用保証協会の基金に対する二億三千七百九十九万円の積み増し、十月一日から例年より二週間早めた年末資金の受付の実施や不況業種対策特別枠融資の対象事業の追加等の対策も実施に移しているところでございます。さらに、国が八月二十八日に閣議決定しました中小企業等貸し渋り対策要綱に基づく信用保証協会の中小企業金融安定化特別保証にかかわる基金への出捐や、中小企業信用保険法の改正に対応した小規模事業資金の融資限度額の引き上げについても今後行うこととしているところでございまして、なるべく早く措置をしてまいりたいと考えております。

他の問題については担当部局長から御答弁申し上げます。

\_\_\_\_\_

○議長(齋藤美信君) 社会部長荒孝一君。(説明者荒 孝一君登壇)

\_\_\_\_\_

○説明者(荒 孝一君) 私からは少子化問題についての二問にお答え申し上げます。

初めに、少子化傾向についてどのように考えているのかというお尋ねでございますが、近年、我が国の出生率は急速に低下し、合計特殊出生率は昭和四十年代の二・一から、平成九年には一・三九にまで低下し、出生数も第二次ベビーブームの昭和四十八年の二百九万人から、平成九年には百十九万人に減少しております。本県では、昭和四十年代には国を上回る二・三程度でありましたが、平成九年には一・二八と全国平均を下回り、出生数も昭和四十八年の八万三千人から、平成九年は五万五千人に減少しております。このような少子化の急速な進行は、高齢化と相まって現役世代の負担増や経済成長への影響、家族や地域社会の変容、子供同士の交流の減少などによる子供の成長への影響など、経済、社会に大きな影響を及ぼすことが考えられ、この少子化問題は、県はもとより国全体で取り組むべき重要な課題であると認識しているところでございます。

次に具体的取り組みについてでございますが、県では子育てに喜びや楽しみを実感できる社会を実現していくことが重要であると考え、千葉県子どもプランを作成し、子供が健やかに育つ児童環境の整備に努めてまいりましたが、少子化の進行は著しく、さらなる対策が必要であると考えているところでございます。このため一つに、乳児などの低年齢児保育や延長保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実、二つに、昼間、親のいない小学校低学年児童等の健全育成活動である放課後児童クラブや児童館活動等の充実、三つに、子育てに対する不安や孤立感を持つ親に対する子育て相談などの相談支援体制の整備充実などをより一層推進することによって、子供を産み育てることに夢を持てる社会の実現に取り組んでいるところでございます。今後、千葉県児童環境づくり推進協議会においても、少子化を引き起こしている要因を検討し、その対策を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

\_\_\_\_\_

○議長(齋藤美信君) 環境部長白戸章雄君。(説明者白戸章雄君登壇)

\_\_\_\_\_

○説明者(白戸章雄君) 環境問題三問にお答えいたします。

まず、温室効果ガスの削減のための施策についてでございますが、県の削減対策については、平成八年に策定しました千葉県環境基本計画におきまして、県民一人当たりの二酸化炭素排出量を一九九〇年レベルに保つことなどの目標を掲げ、一つとしまして、エネル

ギー利用の効率化や自然エネルギー等の活用促進、二つとしまして、低公害車の導入促進などによる交通対策、三つとしまして、二酸化炭素を吸収する森林の保全や都市緑化などの施策の推進に努めているところであります。国におきましては、昨年十二月の地球温暖化防止京都会議で定められました目標達成のため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正を行うとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律をこのほど制定したところでございます。県としても国の動向等を踏まえ、地球温暖化防止のための計画策定基礎調査を実施しているところでありまして、今後とも事業者、県民と一体となった地球温暖化防止対策に向けた各種施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、広域の施設ができる前に耐用年数に達した市町村のごみ処理の対応についてでございます。ごみ処理の広域化計画につきましては、市町村のごみ処理施設の耐用年数等を考慮しながら策定しているところでございます。しかしながら、ごみ処理施設が耐用年数を超え使用できなくなった場合には、広域化ブロック内の市町村への委託、民間の処理業者への委託などの対応を指導するとともに、広域化によるごみ処理施設の早期の建設も指導してまいりたいと考えております。

最後に、今後、施設の受け入れをする市町村にとっての現時点で考えられるメリットについてでございますが、一般廃棄物の広域処理に当たっては、施設を受け入れる自治体や地域に対し一方的な不利益とならないよう、地域を構成する複数の市町村間の公平性を確保するということが重要でございます。県は平成九年度に策定しました一般廃棄物処理マスタープランで広域的な廃棄物処理行政を円滑に進めるため、構成市町村間の公平性を確保する手段といたしまして、徴収するごみ処理手数料の格付、ごみ発電、余熱などのエネルギーの優先的な利用、福祉施設、文化教育施設、レクリエーション施設などの併設、廃棄物処理施設、し尿処理施設、火葬場等の市町村間の分担などの方法を示したところでございます。今後、地域の実情に応じて具体的な検討を進め、広域化に伴う施設整備が円滑に進むよう調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

\_\_\_\_\_

○議長(齋藤美信君) 商工労働部長内田昌利君。(説明者内田昌利君登壇)

\_\_\_\_\_

○説明者(内田昌利君) 景気対策一問及び環境問題一問についてお答えをいたします。 初めに、公共事業の景気下支え効果についてであります。公共事業の波及効果は、産業、 経済の広範囲にわたりまして景気に好影響を与えるものと考えております。したがいまし て、経営環境が厳しい建設業のみならず、製造業、流通産業、卸小売業にもその波及効果 が及び、景気浮揚に向けて下支え効果があると考えております。なお、公共事業の発注に 当たりましては、中小企業者に対する県等の官公需契約の方針に基づきまして、今後とも中小企業者の受注機会の確保に努めながら、その推進を図ってまいりたいと考えております。

次は、太陽光発電に対する取り組みについてであります。太陽光発電を含めた新エネルギー導入につきましては、平成六年十二月に新エネルギー導入大綱が閣議決定され、平成九年四月には新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法が成立したところであります。本県におきましても、環境問題の改善にも寄与する新エネルギーの導入促進に向けて具体的な施策の指針となる千葉県新エネルギービジョンの策定作業を行っているところであります。また、太陽光発電と新エネルギーの導入促進を図るため、本年九月に市町村及び関係部局に対しまして太陽光発電等普及導入説明会を開催するなど、太陽光発電等の理解を深め、その普及促進に努めているところでございます。

以上でございます。

\_\_\_\_\_

○議長(齋藤美信君) 農林部長齊藤市衞君。 (説明者齊藤市衞君登壇)

\_\_\_\_\_

○説明者(齊藤市衞君) 私からは農業問題の御質問三点についてお答えをいたします。まず、有機農業の普及について、これまでの実績の御質問でございますが、県では平成六年度から新鮮で安全な農作物を供給する有機栽培など、環境への影響に配慮した環境にやさしい農業の普及に努めておるところでございます。平成九年度の現況調査によれば、農薬や化学肥料を全く使用しない、いわゆる有機栽培農家は三百九十九戸でございました。また、有機栽培を含め、農薬や化学肥料の使用量を大幅に減らしている農家は三千二百三十三戸であり、県内農家の約三%でございました。作物別に見ますと、野菜では二千四百五十六戸の農家が、米では七百六十九戸の農家が取り組んでおります。消費者の安全、健康志向や地域資源の有効的活用が望まれております中で、二年前の調査に比べて有機栽培農家数で一六%、減農薬、減化学肥料栽培農家数で三八%の増加となっておるところでございます。

次に、有機農産物の表示に対して認証制などを含め、その信用の裏打ちの必要性についての御質問でございますが、現在、有機農産物は国の有機農産物及び特別栽培農産物の表示ガイドラインに従いまして表示をしておりますが、近年は消費者の健康や安全に対する関心が一層高まる中で、公的機関などによる検査や認証を行う制度の創出が求められるようになっているところでございます。このため国では一定の基準による国内統一的な有機農産物の認証制度の導入を目指しまして、有機農産物の検査認証制度検討会を設置してお

るところでございます。県としましては、国の動向を見ながら今後検討してまいりたいと 考えております。

次に、有機農産物の生産地のモデル地区を指定するなどしまして、その普及を図る必要があるのではないかという御質問でございますが、生産地のモデル地区につきましては、平成六年度から十年度までに環境にやさしい農業に積極的に取り組む地区を百カ所指定したところでございます。その結果、七地区で有機栽培の取り組みが、五地区で生ごみのリサイクルの取り組みがなされるなど、地域の状況に応じた個性的な活動が展開されているところでございます。さらに、県はこれら地区の取り組みを促進させるために、農薬を減らすための性フェロモン剤の利用や、化学肥料を減らすための堆肥生産機械施設の整備に対し助成を行ってまいりました。今後もこれらモデル的な集落を拠点としまして、環境にやさしい農業の一層の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

\_\_\_\_\_

○議長(齋藤美信君) 教育長中村好成君。 (説明者中村好成君登壇)

\_\_\_\_\_

○説明者(中村好成君) 教育問題ほか一点についてお答えをいたします。

最初に幼児期の英語教育のうち、特別活動として小学校英語教室を行っている学校の数、 具体的な活動等ですが、私どもでは国際理解教育の推進を図ることを目的として小学校英 語教室推進校指定事業を実施しておりまして、今年度は二十二校を指定したところであり ます。この推進校におきましては、特別活動の時間に外国語指導助手の参加を得て簡単な 英語を用いたゲームや歌などの活動を行い、児童が英語に親しみ、外国の人々の生活や文 化について基礎的な理解ができるようにしております。各推進校からの報告によりますと、 児童の間で外国人に対する違和感が払拭され、外国の生活や文化への興味、関心が高まる とともに、自国の文化に対する認識が深まるなど、国際理解教育の推進に成果を上げてい ます。なお、県指定のほかに、市町村独自事業として約三百五十の小学校が英語クラブ等 の特別活動を実施しておりまして、県としては、これらの小学校も含めた研究協議会を開 催するなど、その推進に努めているところであります。

次に特別非常勤講師についてでありますが、現在、本県で採用しております小・中・高別の採用実績です。平成十年度の特別非常勤講師の採用実績は、小学校六十一名、中学校四十八名、高等学校二十九名、合計百三十八名です。講師としては、音楽の合唱・合奏領域、図画工作、美術の絵画・デザイン領域、国語の書写領域、保健体育の水泳・球技領域、クラブ活動などの指導が多く、音楽や書道の専門家、琴の師範、元実業団のスポーツ選手など、その専門性はさまざまであります。この制度を活用することによりまして、専門的

な領域での指導を通して児童・生徒の学習への関心を高めたり、社会性や勤労観、職業観 を育成するなど、生きる力をはぐくむことが期待できるものと考えております。

次に、特別非常勤講師が採用されたことによる子供の反応などその成果ですが、この特別非常勤講師が配置された各学校では、児童・生徒は新鮮な気持ちで意欲的に取り組んだ、あるいは専門的な立場で指導してもらい、技能が高まると同時に、講師の人間性に触れ感動を味わった、さらには教職員の意識の高揚が図られたなど、学校が活性化されたとの成果が報告されております。このように各学校において地域等の社会人を活用し、そのすぐれた技術や能力を積極的に学校教育に活用することは、児童・生徒にとってはもちろんのこと、教職員にも多大な成果が期待できるとともに、各学校の活性化、そして地域との連携による開かれた学校の実現にもつながるものと考えております。私どもといたしましては、今後とも各学校の創意工夫を尊重しながら、児童・生徒一人一人の個性を生かした多様な教育活動に資するように努めてまいりたいと考えております。

そして、今後、この特別非常勤講師配置事業について校長の裁量権拡大を含め積極的に支援していくかというお尋ねですが、現在、特別非常勤講師の採用に当たりましては、県及び市町村教育委員会が学校長からの申請をもとに、各学校の児童・生徒一人一人の個性や実態に応じて予算の範囲内で配置を決定し、実施をしているところであります。したがって、人選につきましては学校長の意向が強く反映され、採用が進められているものであります。私どもといたしましては、この九月一日から小学校で担当できる教科を全教科とクラブ活動にふやしたり、講師の採用を届け出制にするなど、各市町村教育委員会が配置しやすいように要綱を改正したところでありまして、今後とも個性を大切にした教育活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

最後にサッカーくじ助成金の使途についてですが、このサッカーくじ助成金は地方公共 団体またはスポーツ団体が行う事業であって、一つとして、地域のスポーツ振興事業の拠 点施設の整備、二つとして、国際的、全国的規模のスポーツ振興事業の拠点施設の整備、 三つとして、これらの各拠点施設において行うスポーツ教室、協議会等のスポーツ振興事 業、四つとして、スポーツ指導者の養成及び資質向上、スポーツに関する調査研究等のスポーツ振興事業を対象とすることとしているというふうに聞いております。なお、この具体的内容につきましては、現在、保健体育審議会のスポーツ振興投票特別委員会において 審議されているところでありまして、県といたしましてはこの動向を見守りながら、県民 スポーツの振興に役立てるようにと考えております。

以上でございます。


○議長(齋藤美信君) 宇野裕君。

\_\_\_\_\_

○宇野 裕君 知事さん初め関係部局長の皆様には簡明なる御答弁ありがとうございました。若干時間がありますので、一点だけ御要望させていただきます。

実は大変タイムリーなのですが、今月二日の新聞報道によりますと、地球温暖化対策推進法案が参議院において可決成立したそうでありますが、温暖化防止を目的とした法律の制定は世界で初めてだそうであります。太陽光発電については、ただいま県の現状の取り組みについてお伺いいたしましたが、このように法的環境も整いつつあるようでありますので、今後、このシステムを県立施設等に導入していくことを検討していただきたいと思います。また、民間施設で設置する場合の補助制度についても、あわせて検討くださるよう要望いたします。

終わりに臨みまして、この間の皆様方からの御協力に心から感謝を申し上げますと同時 に、沼田県政のますますの発展と皆様方の御健勝をお祈り申し上げまして、一般質問を終 わらせていただきます。ありがとうございました。

\_\_\_\_\_